

愛知県まん延防止等重点措置

まん延防止・第5波の終息に向け 県民・事業者の皆様へのお願い

実施区域 : 愛知県全域

実施期間 : 2021年 8月8日(日)~8月31日(火)

延長期間 : 9月1日(水)~9月12日(日)

全般的な方針

変更なし

I. 県民の皆様へのお願い

① 不要不急の行動の自粛

(略)

○特に、人出の半減を目指して、混雑した場所等への外出の自粛を強くお願いします。

(略)

II. 事業者の皆様へのお願い

⑤ 飲食店等に対する営業時間短縮等の要請

A 営業時間短縮等の要請

(略)

<措置区域(法第31条の6第1項に基づく要請)>

・要請期間 8月8日(日)から8月31日(火)までの24日間

・延長期間 9月1日(水)から9月12日(日)までの12日間

(略)

<措置区域以外(法第24条第9項に基づく協力要請)>

・要請期間 8月8日(日)から8月31日(火)までの24日間

・延長期間 9月1日(水)から9月12日(日)までの12日間

(略)

⑥ 飲食店等以外の営業時間短縮等の要請及び働きかけ

(略)

<措置区域(法第24条第9項に基づく協力要請等)>

・期 間 8月8日(日)から8月31日(火)までの24日間

・延長期間 9月1日(水)から9月12日(日)までの12日間

(略)

<措置区域以外(特措法によらない働きかけ)>

・期 間 8月8日(日)から8月31日(火)までの24日間

・延長期間 9月1日(水)から9月12日(日)までの12日間

(略)

III. その他のお願い

変更なし

IV. 県の取組

別図1

重点措置を講じるべき区域(措置区域) 8月21日(土)~9月12日(日)



名古屋市
 岡崎市、一宮市、瀬戸市、
 半田市、春日井市、津島市、
 刈谷市、豊田市、蒲郡市、
 犬山市、常滑市、江南市、
 小牧市、稲沢市、東海市、
 大府市、知立市、尾張旭市、
 高浜市、岩倉市、豊明市、
 日進市、愛西市、清須市、
 北名古屋市、あま市、長久手市、
 東郷町、豊山町、大口町、
 扶桑町、大治町、蟹江町、
 阿久比町、南知多町、美浜町、
 武豊町、東栄町

別表2-1 飲食店等以外の営業時間短縮等の要請及び働きかけを行う施設及び要請内容(措置区域)

		要請内容
第7号	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店など	1000平米超：5時から20時までの営業時間短縮要請（生活必需物資を除く。）、入場整理等の要請又は働きかけ（*） 1000平米以下：5時から20時までの営業時間短縮働きかけ（生活必需物資を除く。）、入場整理等の要請又は働きかけ（*）
	スーパー、コンビニ、ガソリンスタンドなど	感染防止対策の徹底等

(*)大規模商業施設、百貨店の地下の食品売り場等における入場者の整理等については、別途、国からの通知に基づき運用する。

以下変更なし